



県 章

滋賀県公報

平成 21 年（2009 年）
9 月 18 日
第 3144 号
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次（※印は、県例規集に搭載するもの）

○ 規 則	
※滋賀県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（琵琶湖再生課）	1
○ 告 示	
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定（障害者自立支援課）	2
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の廃止の届出（障害者自立支援課）	2
救急病院等を定める省令第 1 条第 1 項に規定する救急病院（医務薬務課）	2
青少年に有害な図書等の指定（子ども・青少年局）	2
道路の供用開始（道路課）	2
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税軽油使用者証用紙無効公告（東北部）	3
○ 正 誤	
平成21年 2 月 16 日付け第3054号滋賀県告示第78号中	3
平成21年 9 月 9 日付け第3140号軽油引取税免税軽油使用者証用紙無効公告中	3

規 則

滋賀県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 9 月 18 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第58号

滋賀県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県環境影響評価条例施行規則（平成10年滋賀県規則第75号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項に次の 2 号を加える。

- (5) 風力発電所の設置の工事の事業（出力が1,500キロワット以上である発電設備を設けるものに限る。）
 - (6) 発電設備（出力が1,500キロワット以上であるものに限る。）の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業
- 別表第 2 の 9 の部の次に次のように加える。

9 の 2 別表第 1 の 5 の項第 5 号または第 6 号に該当する対象事業	発電所または発電設備の出力	発電所または発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第 4 の 9 の部の次に次のように加える。

9 の 2 別表第 1 の 5 の項第 5 号または第 6 号に該当する対象事業	発電所または発電設備の出力	発電所または発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

付 則

この規則は、平成21年12月18日から施行する。

告 示

滋賀県告示第520号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。
平成21年9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	後三条ハッピー薬局	彦根市後三条町495番3	薬局	岡 謙 二	平成21.8.1

滋賀県告示第521号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成21年9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

更正医療機関および育成医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
ラブリー薬局安養寺店	栗東市安養寺七丁目1-25	薬局	平成21.7.31

滋賀県告示第522号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

平成21年9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

医療機関の名称	開 設 者	所 在 地	認 定 期 限
大津赤十字志賀病院	日本赤十字社滋賀県支部	大津市和辻中298番地	平成24.8.31

滋賀県告示第523号

滋賀県青少年の健全育成に関する条例(昭和52年滋賀県条例第40号)第11条第1項の規定に基づき、青少年に有害な図書等として次のとおり指定した。

平成21年9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

図書

指定番号	種 類	名 称	発 行 所 等	理 由
○21	単行本	罪に落ちた主婦たち◎女の事件簿22	株式会社芳文社	著しく青少年の性的感情を刺激し、または粗暴性、残虐性を助長するなど、その健全な育成を阻害するおそれがある。
○22	単行本	男と女の交差点 翻弄される人妻編	株式会社日本文芸社	
○23	単行本	禁じられた男女 開放的な人妻編	株式会社日本文芸社	
○24	月刊誌	恋愛天国(パラダイス) 10月号	株式会社竹書房	

○は、コミック誌(本)を表す。

滋賀県告示第524号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成21年9月18日から平成21年10月2日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成21年9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
県道麻生古屋梅ノ木線	高島市朽木地子原字菖蒲83番地先から 高島市朽木地子原字新井1417番1地先まで	平成 21. 9. 18	L=612.0m

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税免税軽油使用者証用紙無効公告

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証用紙を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成21年9月18日

滋賀県東北部県税事務所長 山 中 重 太 郎

業 種	記号・番号	有 効 期 間	免税軽油使用者証に記載された 使用者の所在地および氏名（名称）	亡失年月日
農 業	滋 賀 県 第19-3-0237号	平成 19. 10. 31 ） 平成 21. 10. 30	愛知郡愛荘町石橋686 浦部康夫	平成 21. 9. 3

正 誤

平成21年2月16日付け第3054号滋賀県告示第78号中

ページ	行	誤	正
1	22	高島市保坂字見坂	高島市今津町保坂字見坂
	下から17	その関係書類	その図面および関係書類

平成21年9月9日付け第3140号軽油引取税免税軽油使用者証用紙無効公告中

ページ	行	誤	正
4	23	滋賀県西部県税事務所長 森 田 喜 久 雄	滋賀県南部県税事務所長 神 丸 薫

